

忠岡町公民連携 ガイドライン



令和7年8月

忠岡町 町長公室 経営戦略課

目次

はじめに

1. 本ガイドラインの適用範囲について
2. 公民連携の基本的な考え方
3. 公民連携の取組姿勢
4. 公民連携の視点
5. 公民連携のメリット・強み
6. 公費支出などについての考え方
7. 公民連携の手法
8. 公民連携における経営戦略課の役割
9. 連携の分野
10. 公民連携の進め方
11. 連携に関する留意事項

さいごに（公民連携の心構え）

改正経過

はじめに

少子高齢化・人口減少の進行や、ライフスタイルの多様化など、今や行政だけでは複雑多様化する社会課題や住民ニーズへの対応が困難な時代になりつつあり、企業・団体・大学等（以下「企業等」という。）との連携によって行政や地域が抱える課題解決に取り組むことが必要不可欠になっています。

一方、企業においては、近年、SDGs が浸透したこともあり、環境保護、ボランティア、寄附といった活動による従来の社会貢献活動である CSR（Corporate Social Responsibility）だけでなく、本業を通じて社会の共通課題の解決に取り組むことで、経済的価値と社会的価値の両立をはかる、CSV（Creating Shared Value＝共有価値の創造）が広がっています。

しかしながら本町では、連携実施について企業等から相談や提案を受け付ける窓口が不明瞭ということや、企業等の能力や創意工夫を生かす仕組みが十分でないといった課題がありました。

このような状況を踏まえ、本町では、行政が抱える課題解決、住民サービスの向上、地域の活性化を目的に CSR や CSV、SDGs に取り組む企業等のノウハウ、アイデアを積極的に活用するため、町長公室経営戦略課において、企業等からの連携に関する提案、相談を一元的に受け付けることとしました。

このガイドラインでは、本町の公民連携についての取組姿勢をはじめ、公民連携を進めていくにあたっての基本的な考え方をまとめています。

このガイドラインに基づき、企業等との連携のもと、更なる町政の発展や住民サービスの向上を目指して、公民連携の取組みを進めてまいります。

1. 本ガイドラインの適用範囲について

行政と企業等との「公民連携」の定義は一樣ではなく、広告事業やネーミングライツ、指定管理者制度や PFI など様々な取組みに対して用いられます。

本ガイドラインでは「公民連携」を次表のように分類し、そのうち「民間との新たなパートナーシップ」を適用範囲とします。

公有資産の 活用による事業創出	民間による 公共サービスの提供	民間との 新たなパートナーシップ
・ 広告事業 ・ ネーミングライツ など	・ 指定管理者制度 ・ PFI ・ PFS ・ SIB ・ アウトソーシング など	・ 企業等の資源・ノウハウの活用による、社会課題の解決に向けた、施策効果の拡張、新たな施策展開 など

○ ネーミングライツ

公共施設等の名称に企業名や商品名、愛称等をつける権利を事業者が付与し、その対価を町が得ることで施設管理や運営に活用する手法

○ 指定管理者制度

民間のアイデアやノウハウを生かして、公の施設の管理を行う手法

○ 公共施設における PPP/PFI

民間の資金・経営能力・技術を生かして公共施設等の建設・運営・維持管理を行う手法

○ PFS (Pay For Success)

社会課題の解決に向けて、民間事業者と町が成果連動型委託契約を締結して、事業を行う手法

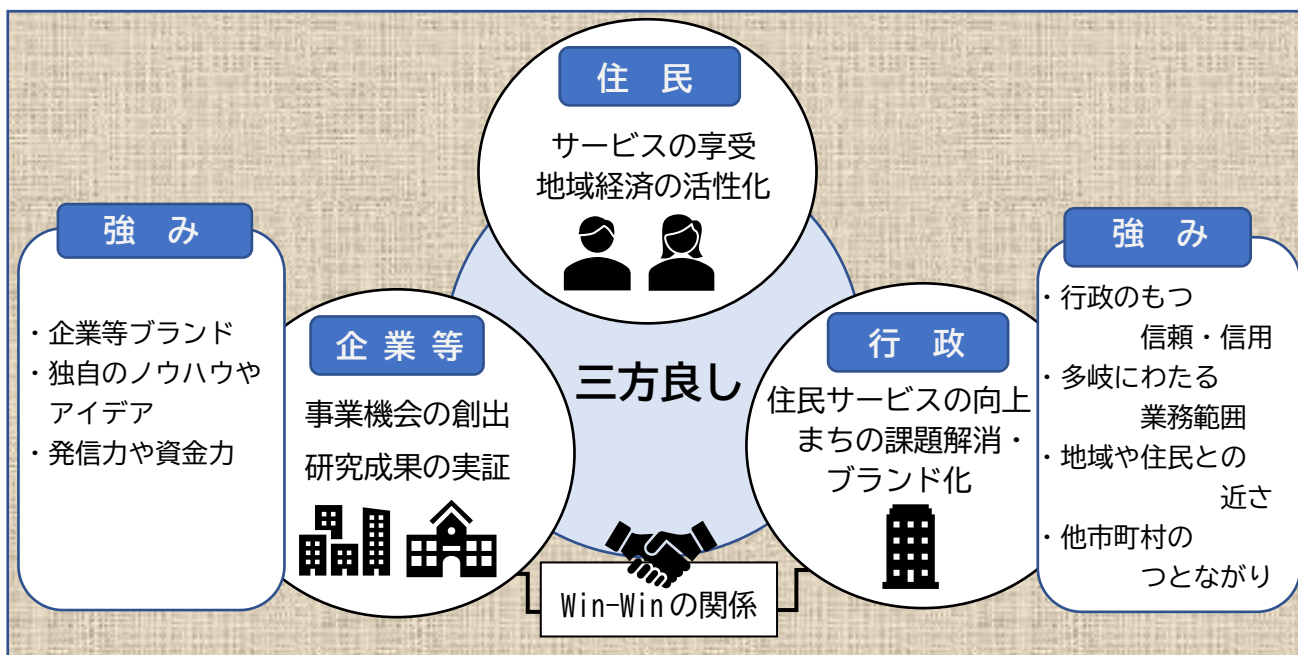
○ SIB (ソーシャル・インパクト・ボンド)

社会的課題の解決に向けて、民間事業者と町が成果連動型委託契約を締結し、民間事業者が出資者から資金を募り、事業を行う手法

2. 公民連携の基本的な考え方

CSR や CSV、SDGs に取り組む企業に着目し、行政分野の取り組みと企業の事業活動と
いったサイクルを組み合わせることで、行政課題の解消と企業の売り上げ向上・企業価値
の向上に繋がる新たな価値を生み出すものです。

「公」と「民」がお互いの強みを提供し合い、Win-Win となる関係を築きながら、住民
にとってもメリットのある「三方良し」の公民連携を目指します。



3. 公民連携の取組姿勢

① 対等な関係

企業等との対話による相互理解を重視し、対等なパートナーとして信頼関係を築きます。

② 公平性の確保

全ての企業等が提案できるように、常にかかれた窓口とします。

③ 迅速・柔軟な対応

企業等との公民連携の取組みについて、迅速かつ柔軟に対応します。

④ 透明性の確保とアイデアの保護

連携はオープンな過程の中で進めることを基本としますが、取組みの検討段階における独自のアイデアについては保護します。

⑤ 持続可能な関係構築

目標を共有し、役割分担と責任の所在を明確にしたうえで、強みや資源を相互に提供する、持続可能な関係構築を目指します。

4. 公民連携の視点

町は企業等と次の3つの視点を共有しながら、公民連携の取組みを進めます。

① 住民・利用者の視点

- ・企業等との連携の中で、「住民サービスの向上」に資する取組みを進めます。
- ・また、良質なサービスが継続的に実施できるよう、持続可能な取組みを進めます。

② 地域・社会の視点

- ・取組みが直接的にもたらす効果のみならず、新しい価値の創出や住民・地域社会に及ぼす影響についても考慮し、地域社会の活性化と住民サービスの向上に資するよう取組みを推進します。

③ 成長・発展の視点

- ・対話を通じて、行政側の知識向上や意識改革などを図ります。
- ・行政との連携を通じて、企業等の成長につながる取組みの構築を目指します。

5. 公民連携のメリット・強み

① まちの課題解消・住民サービスの向上に向けて効率的かつ迅速に実施可能

- ・「公」と「民」がそれぞれの強みを生かして協力することで、町が単独で実施する場合よりも、目指すまちづくりの目標・課題の解消を効果的かつ速やかに達成できます。
- ・予算編成等に捉われず、新たな取組みについて、いつでも実施可能です。

② まちづくりの新たな担い手の発掘

- ・新たな手法の導入や、フィールドを整えて民間サービスを町内で展開することで、行政が自ら取り組む方法（直営・委託等）ではなくとも目的を達成できます。

③ 事業実施の可能性やエビデンスの確認

- ・サービスを本導入する前に実証をもって、効果を確認できます。

④ 新たな取組みの先行実施

- ・新たなサービスの実証に協力することで、他市町村では行われていない取組みをいち早く実施できます。

6. 公費支出等についての考え方

① 連携における公費支出及び適正な手続きについて

- ・経営戦略課が窓口となる公民連携の取組みにおいては、原則として町は公費の支出は行いません。
- ・公費が伴う調達や各種許認可、行政財産の貸付等について、町は法令等に基づき、適正な手続きを経て行うものとします。

② 協賛・寄附等について

- ・町と企業等の双方にとってメリットが生まれること、継続的な連携を築くことを重視する観点から、町から企業等に対して、単なる「協賛金」や「寄附」の依頼は行いません。
- ・また、町への寄附・寄贈の申出については、町の施策や事業と連携できない場合には、おつなぎできないことがあります。
- ・公民連携の取組みにつながらない単なる営業については、受け付けません。

7. 公民連携の手法

連携分野の幅広さや取組みの内容によって、包括連携協定や事業連携協定（個別連携協定）を締結する場合があります。なお、連携協定は、公契約上の優先的取り扱いなどを伴うものではありません。

① 包括連携協定（所管：経営戦略課）

- ・町と企業等が、町政の幅広い分野における連携と協働の取組みを、中長期的に継続して実施することを明文化するために締結します。

② 事業連携協定（所管：事業所管課）

- ・町と企業等が、個別分野における取組みを実施するにあたり、両者の役割分担や守秘義務等を明文化するなど、必要に応じて締結します。

③ その他の連携手法

- ・取組みの目的や性質に応じて、最適な手法を検討します。

※町の財政負担を伴うものや、広く事業者を募集する必要があると判断した場合は、入札やプロポーザル等を実施します。

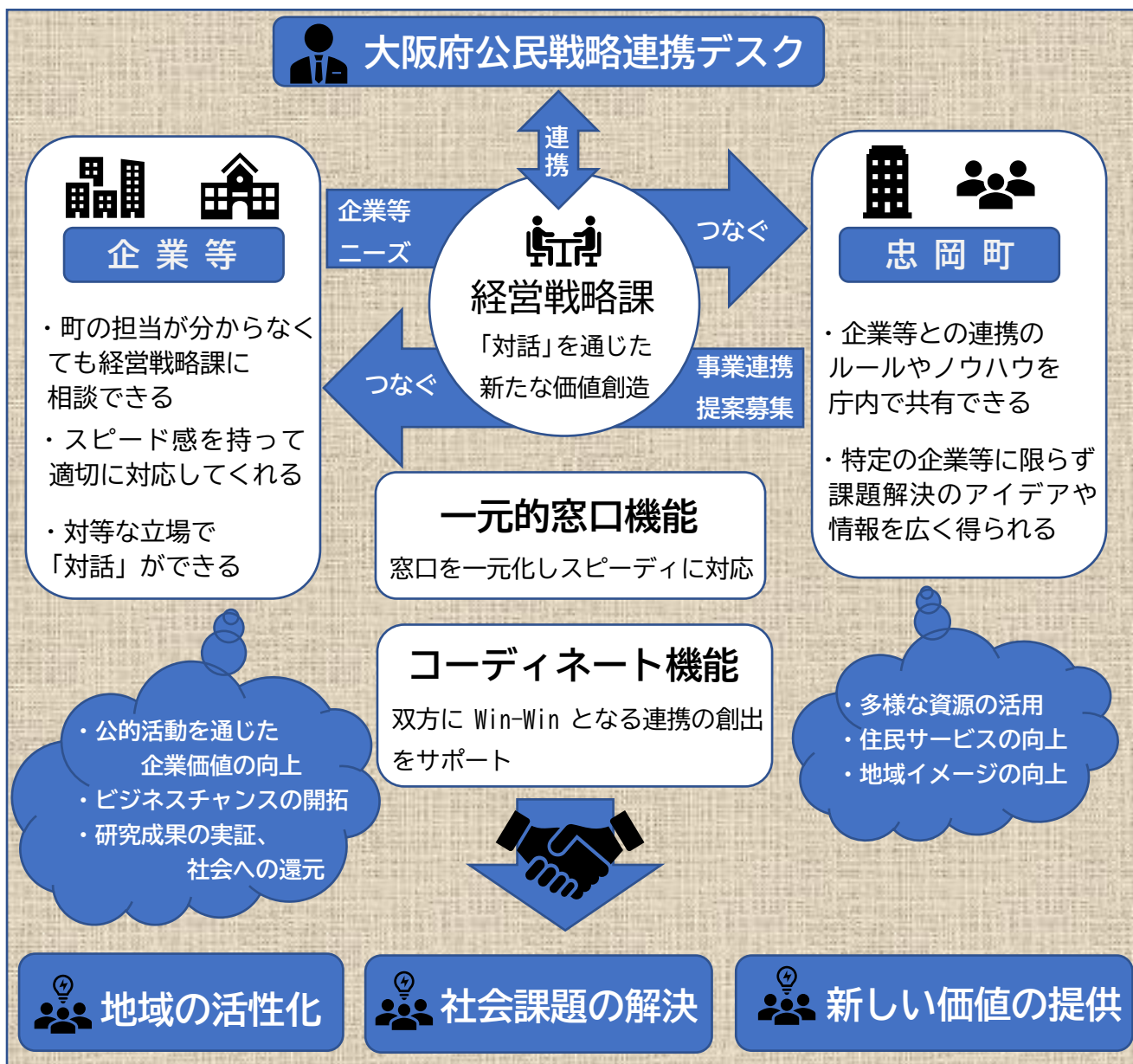
8. 公民連携における経営戦略課の役割

① 一元的窓口機能

- ・町における開かれた対話の窓口として、すべての企業等からの提案を受け付けるとともに、町からも企業等にアプローチし、企業等とのネットワークを広げます。
- ・企業等からの提案に対しては、その思いを十分に聞き取り、事業所管課につなぐなどスピーディに対応します。

② コーディネート機能

- ・企業等と事業所管課をつなぐだけでなく、双方にとってメリットのある取組みが実現できるよう並走します。
- ・町からも企業等に対して適切な提案を行えるよう、取り組みます。



9. 連携の分野

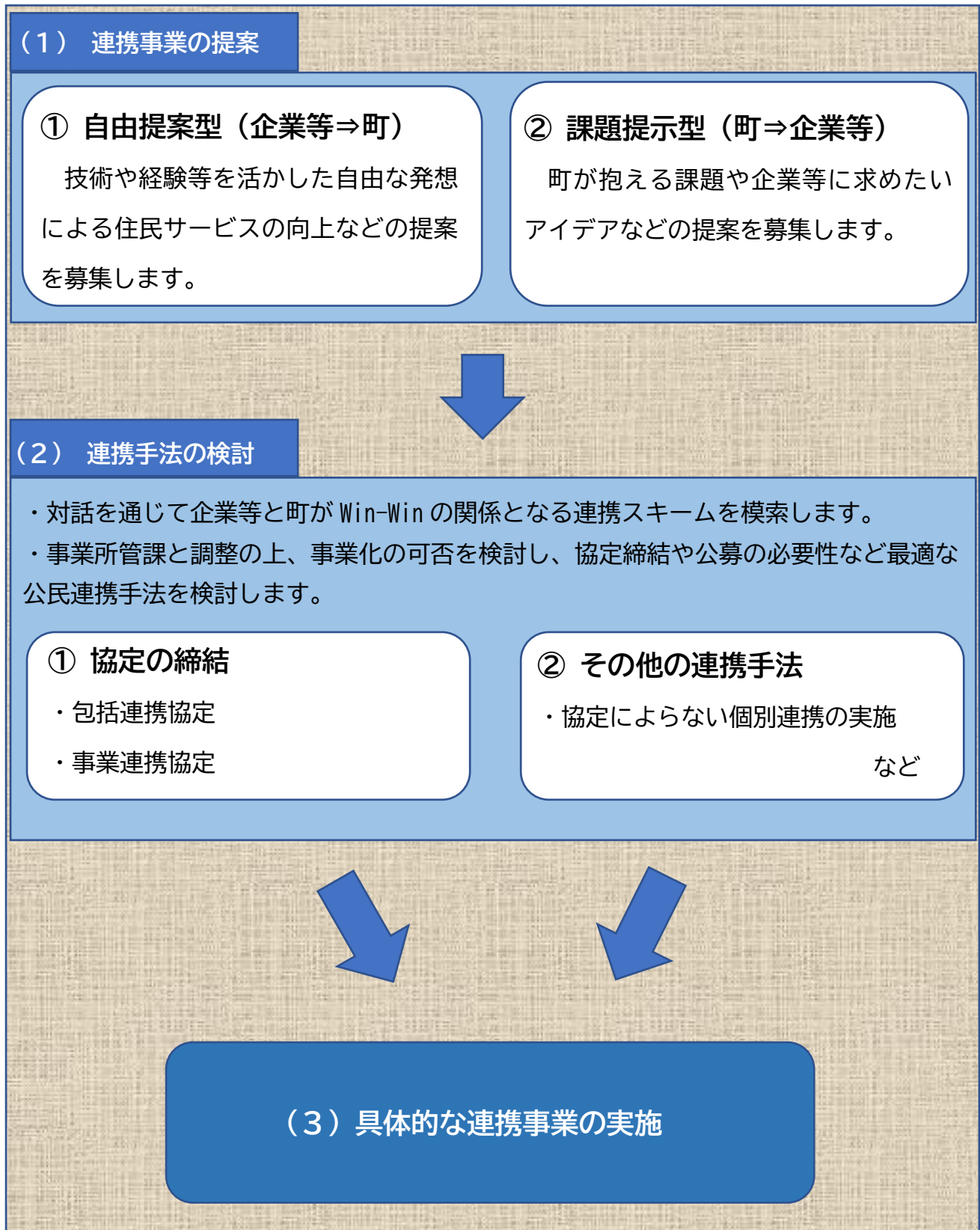
町と企業等が連携する分野は、第6次忠岡町総合計画の基本目標で示す7分野を基準とします。※取組み例は同計画の基本施策で示す27施策

分野（基本目標）	取組み例	SDGs 該当分野
① こども・教育 （子育てが しやすいまち）	1. 学校教育の充実 2. 学校教育環境の充実 3. 結婚・妊娠・出産を支える包括的な 支援の充実 4. 安心して子育てできる環境の充実 5. 青少年の健全育成	
② 健康・福祉 （健康に 暮らせるまち）	6. 高齢者福祉の充実 7. 障がい者福祉の充実 8. 地域福祉の充実 9. 健康づくりの推進 10. 社会保障の充実	
③ 自治・多様性 （生涯活躍 できるまち）	11. 人権・多文化共生の意識醸成 12. 地域共助・コミュニティ活動の支援 13. 魅力向上・発信 14. 生涯学習・生涯スポーツの推進	

分野（基本目標）	取組み例	SDGs 該当分野
④ 安全・安心 (安心して暮らせるまち)	15. 防災力・減災力の向上 16. 生活安全対策の推進 17. 消防防災体制の充実強化	    
⑤ 環境・都市基盤 (便利で生活しやすいまち)	18. 適正な土地利用の推進 19. 交通環境の整備 20. 良好で快適な住環境の形成 21. 公衆衛生の維持 22. 環境への配慮	         
⑥ 産業・雇用 (誰もが働きたくまるまち)	23. 産業振興・創業 24. 就労支援	   
⑦ まちの運営 (持続可能な行政運営が できているまち)	25. 効率的な行財政運営の推進 26. 公共施設の適正管理 27. 人材育成	    

10. 公民連携の進め方

① フロー図



② 協定締結時の役割分担

		包括連携協定		事業連携協定	
		事業所管課	経営戦略課	事業所管課	経営戦略課
事前協議	提案受付		○	○	
	提案内容の確認 及び協議	○	○	○	
協定締結	協定の締結		○	○	(合議)
	公表（HP、 報道提供など）		○	○	
事業実施	事業の実施	○		○	
	事業の進捗管理	○	○	○	

③ 対象外となる提案

次のいずれかに該当する場合は、**本制度の対象外**とします。

- ・ 町が既に実施している業務委託等について、価格下げ等により、単に事業相手方となろうとする提案
- ・ 単なる事業の廃止、縮小等に関する提案
- ・ 法令等に違反する又はそのおそれのある提案
- ・ 法令等に基づき、町が直接実施しなければならない事業に関する提案や、政策決定、条例・規則等の制定など行政の意思決定に係る提案
- ・ 上記のほか、本制度の趣旨に合致せず、明らかに事業化の見込みがない提案

11. 連携に関する留意事項

① 連携する企業等の範囲

- ・ 公民連携の取組みの実施にあたっては、住民の理解を得られることが大切です。
- ・ このため、町は、法令等に違反する行為のあった企業等、住民の理解が得られない企業等とは連携を行いません。

【連携を行わない企業等の例】

- ① 法令等に違反する行為のあったもの又はそのおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反する活動を行うもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 税等の未納があるもの
- ④ 町の入札参加停止措置を受けているもの又は忠岡町物品・役務等関係指名停止要綱、忠岡町建設工事等指名停止要綱に該当する行為を行ったもの
- ⑤ 人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの
- ⑥ 政治活動を助長するおそれのあるもの
- ⑦ 宗教活動を助長するおそれのあるもの
- ⑧ 暴力団員及び暴力団密接関係者によるもの
- ⑨ その他町が連携しないことが適切と認めるもの

さいごに（公民連携の心構え）

この心構えは、あらゆる分野・部門・職種・職位の本町職員を対象とし、担当する事務・事業・計画・制度・サービス・権限・規制等について、住民サービスの向上や効率的な行政経営等を目的とした業務等の改善・見直し等を検討する際には、公民連携の活用推進を積極的に検討するよう、意識の高揚を図るものです

① 「公民連携は未来の扉を開く次の一手。あらゆる分野で、あらゆる場面で活用を。」

・公民連携は、法令等で制限のある場合等を除き、行政が関わるあらゆる分野・領域・部門等で、ハード・ソフトの区別なく、積極的な活用を期待できます。

② 「行政の勇気と行動力が試されるとき。公民連携の活用は職員のチャレンジ精神が種となり鍵となる。」

・会ってみる、話してみる、聞いてみる、そして、試してみる。企業等との対話やコミュニケーションは公民連携の最初の一步です。職員全員が「本町の営業担当」となる意識が重要です。

③ 「公民連携は目的ではなく手段である。公民連携の目的は新たな価値の創造と獲得にある。」

・公民連携の活用推進の前に、目の前にある事務事業(公共サービス)は「そもそも何を目的として開始し、現に何が問題(理想と現実の差)となっていて、解決のためには何が課題(取り組むべき仕事)となるのか」を十分に確認・整理・分析しつつ、公民連携の活用推進によって得たい(得られる)「価値」とは何かを明確に把握・設定することが必要となります。そのためには、目的・問題・課題を数値化して「見える化」することも一つの方法です。

④ 「企業等は行政のパートナー（対等な関係）。企業等を選ぶ立場に終始せず、企業等から選ばれる変革力ある行政へ。」

・行政主導の企業等の活用が公民連携事例の多くを占める中、行政と企業等の対等な関係構築による公民連携効果の最大化に期待が高まっています。企業等にとって行政との関係改善は、公共領域における活躍範囲が拡大するだけでなく、計画や事業そのものに経営の視点がより強く反映されたり、行政では考えの及ばない視点で新たなビジネスが創造されたりするなど、行政にも多くのメリットが期待できます。

改正経過

令和7年8月 策定



忠岡町 町長公室 経営戦略課

〒595-0805

大阪府泉北郡忠岡町 1-34-1

TEL : 0725-22-1122

E-mail : tadaokakeiei@town-tadaoka.jp